

鳥取県がん専門医資格取得支援負担金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）

第4条の規定に基づき、鳥取県がん専門医資格取得支援負担金（以下「本負担金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本負担金は、がん治療に係る各学会が認定する専門医等の新規資格取得を目指す医師に対し、受験に必要となる費用の一部を支援することにより、県内医師のがん専門医資格取得を促進させ、県内がん医療水準のさらなる向上を図ることを目的として交付する。

(負担金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1の第2欄に掲げる試験機関が実施する第3欄の資格取得試験へ、県内医療機関が受験のために医師を派遣し、当該受験に要する費用（受験料及び国内旅費）を負担した場合、当該医療機関に対し、予算の範囲内で本負担金を交付する。

ただし、資格の更新及び再認定の場合は対象外とする。

2 本負担金の額は、次の各号により算出して得た額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）以下（算出して得た額に1千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）とする。

（1）別表2の第2欄に掲げる基準額と別表2の第3欄に掲げる経費（以下「対象経費」という。）の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

（2）（1）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じた額の合計額とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本負担金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本負担金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、知事が、その財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

2 本負担金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定に係わらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から、当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(着手届を要しない場合)

第6条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する事業以外のすべての対象事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本負担金の増額を伴うもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

この場合において、同項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「変更等について厚生労働大臣の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から、1か月を経過する日又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月30日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(提出書類の部数等)

第9条 この要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部とし、福祉保健部健康医療局健康政策課長へ提出するものとする。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本負担金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月13日から施行し、平成23年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年3月26日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年10月2日から施行し、平成26年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年10月16日から施行し、平成27年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年10月16日から施行し、平成27年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年10月21日から施行し、平成28年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年10月27日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年11月11日から施行し、令和4年度事業から適用する。

別表1(第3条関係第1項)

1 対象者	2 試験機関	3 資格名
医師	日本整形外科学会	整形外科専門医
	日本皮膚科学会	皮膚科専門医
	日本麻酔科学会	麻酔科専門医
	日本医学放射線学会	放射線診断専門医
	日本医学放射線学会	放射線治療専門医
	日本放射線腫瘍学会	
	日本眼科学会	眼科専門医
	日本産科婦人科学会	産婦人科専門医
	日本頭頸部外科学会	頭頸部がん専門医
	日本耳鼻咽喉科学会	耳鼻咽喉科専門医
	日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医
	日本形成外科学会	形成外科専門医
	日本病理学会	病理専門医
	日本内科学会	総合内科専門医
	日本外科学会	外科専門医
	日本肝臓学会	肝臓専門医
	日本感染症学会	感染症専門医
	日本血液学会	血液専門医
	日本呼吸器学会	呼吸器専門医
	日本消化器病学会	消化器病専門医
	日本腎臓学会	腎臓専門医
	日本小児科学会	小児科専門医
	日本消化器外科学会	消化器外科専門医
	日本超音波医学会	超音波専門医
	日本臨床細胞学会	細胞診専門医
	日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医
	日本リハビリテーション医学会	リハビリテーション科専門医
	呼吸器外科専門医合同委員会	呼吸器外科専門医
	日本消化器内視鏡学会	消化器内視鏡専門医
	日本小児外科学会	小児外科専門医
	日本乳癌学会	乳腺専門医
	日本レーザー医学会	レーザー専門医
	日本呼吸器内視鏡学会	気管支鏡専門医
	日本核医学会	核医学専門医
	日本気管食道科学会	気管食道科専門医
	日本大腸肛門病学会	大腸肛門病専門医
	日本婦人科腫瘍学会	婦人科腫瘍専門医
	日本ペインクリニック学会	ペインクリニック専門医
	日本臨床腫瘍学会	がん薬物療法専門医
	日本総合病院精神医学会	一般病院連携精神医学専門医
	日本緩和医療学会	緩和医療専門医
	日本緩和医療学会	暫定指導医
	日本がん治療認定医機構	がん治療認定医
	日本精神神経学会	精神科専門医
	日本泌尿器科学会／日本泌尿器内視鏡学会	泌尿器腹腔鏡技術認定医
	日本内視鏡外科学会	消化器・一般外科領域 技術認定所得者
	日本内視鏡外科学会	泌尿器科領域 技術認定所得者
	日本IVR学会	IVR専門医
	日本核医学会	PET核医学認定医
	日本乳がん検診精度管理中央機構	検診マンモグラフィ読影認定医師A評価
	日本乳がん検診精度管理中央機構	検診マンモグラフィ読影認定医師B評価
	日本内分泌外科学会	日本内分泌外科専門医
	日本皮膚科学会	皮膚悪性腫瘍指導専門医
	日本救急医学会	救急科専門医(様態急変したがん患者への対応力向上も目的として資格取得をする場合に限る)

別表2(第3条関係第2項)

1 対象事業	2 基準額	3 対象経費
がん専門医資格取得支援事業	一人あたり 115千円 ただし職員の旅費等に関する条例(昭和45年鳥取県条例第48号)そのほか鳥取県職員旅費規程に基づき計算した額を上限とする。	がん専門医資格取得に必要な国内旅費(交通費、宿泊料、日当) ただし宿泊は3泊までを上限とする。
	一人あたり 40千円	がん専門医資格取得に必要な受験料

年度鳥取県がん専門医資格取得支援負担金
所要額内訳等及び事業実施計画（報告）書

医療機関名 _____

1 取得資格内容
試験実施機関名
資格名

2 試験内容
試験期間 年 月 日～ 月 日（ 日間）
試験会場
（住所）

3 受験者
氏名
住所

4 支出（予定）額内訳

（単位：円）

経費区分	支出予定額	積算内訳
1 旅費		
交通費（ 駅 ～ 駅）		
宿泊費		@ 円 × 泊
日 当		@ 円 × 泊
2 受験料		
合 計		

5 他の補助金の活用 有 ・ 無

(1)他の補助金名	
(2)事業内容	
(3)他の補助金の所管部署(団体)名	
(4)所管部署(団体)連絡先	

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。
※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

（添付資料）

- ・ 年度鳥取県がん専門医資格取得支援負担金所要（実績）額調書・・・別紙1
- ・ 受験票又は受験申込書の写し（交付申請時）、結果通知書の写し（実績報告時）
- ・ その他試験の概要が分かる書類（交付申請時のみ）

年度鳥取県がん専門医資格取得支援負担金収支予算（決算）書

収入の部

(単位：円)

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額 (本年度決算額)	増 減	摘 要
合 計				

支出の部

(単位：円)

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額 (本年度決算額)	増 減	摘 要
合 計				

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

様

職 氏 名 

年度鳥取県がん専門医資格取得支援負担金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県がん専門医資格取得支援負担金（以下「本負担金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本負担金の対象事業は、「がん専門医資格取得支援事業」とし、その内容は、がん治療に係る各学会が認定する専門医等の新規資格取得を目指す医師に対し、受験に必要な費用の一部を支援することにより、県内医師のがん専門医資格取得を促進させ、県内がん医療水準のさらなる向上を図ることとする。

2 交付決定額等

本負担金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 交付額の確定

本負担金の額の確定は、対象経費の実績額等について、鳥取県がん専門医資格取得支援負担金交付要綱（平成23年10月13日付第201100103926号福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本負担金は、間接国費補助金に該当するものであり、その收受及び使用、負担事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年11月24日厚生省・労働省令第6号）、感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱（平成20年12月19日第1219002号厚生労働事務次官通知）の規定に従わなければならない。

様式第4号

第 号
年 月 日

鳥取県知事 様

医療機関名 印

年度鳥取県がん専門医資格取得支援負担金仕入控除税額報告書

年 月 日第 号により交付決定があつた鳥取県がん専門医資格取得支援負担金について、鳥取県がん専門医資格取得支援負担金交付要綱第8条第4項の規程に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要県補助金返還相当額)
金 円

(注) 別紙を添付すること。

(別紙)

年度鳥取県がん専門医資格取得支援負担金に係る仕入控除税額

1 施設名

2 開設者氏名

3 施設の所在地

4 補助事業名

5 補助金確定（見込）額
円

6 仕入控除税額の概要

(1) 補助金の使途の内訳

(単位：円)

区 分		課税仕入			非課税仕入 使用分	合 計
		課税売上対応 分	非 課 税 売 上 対応分	共通対応分		
経 費 の 内 訳						
	合 計					

(2) 課税売上割合

(3) 仕入控除税額

(注) 確定申告書の写し等参考となる資料を添付すること。